

利用規約

名古屋大学循環器内科院外連携ネットワーク
NUCAN: Nagoya University CArdiology Network
電子@連絡帳 利用規約

第一章総則

(目的)

第 1 条 本規約は、名古屋大学循環器内科に受診されている対象患者を中心に名古屋大学医学部附属病院や地域医療機関、訪問看護ステーション等の参加機関（以下、参加機関という。）が名古屋大学循環器内科院外連携ネットワークの利用に関して必要な事項を定めることにより、名古屋大学循環器内科院外連携ネットワーク「NUCAN (Nagoya University CArdiology Network) 電子@連絡帳」を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(NUCAN 電子@連絡帳の定義)

第 2 条 本規約において名古屋大学循環器内科院外連携ネットワーク「NUCAN (Nagoya University CArdiology Network) 電子@連絡帳(以下「NUCAN」という)とは、名古屋大学医学部附属病院を受診されている対象者のプライバシー保護を厳重に図りながら対象者情報の一部を、参加機関を結ぶネットワークで共有するものである。NUCAN はあくまで診療を補助する目的で使用し、通常の入院・外来診療及び診療時のコミュニケーションを円滑にする仕組みを提供するものと定義する。

(サービス内容)

第 3 条 NUCAN は、次のサービスを提供する。

- (1) NUCAN の参加機関相互間で III 電子@連絡帳サービスシステム（以下「電子@連絡帳」という）を用いて、対象者の受診時や治療歴の情報や、治療経過やその効果、看護・介護サービス利用状況などを共有するコミュニケーションサービス
- (2) NUCAN の参加機関の情報、NUCAN を利用することができる者（以下、利用者という）に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) NUCAN に参加する多職種に対して、患者・家族が生活の情報を共有する「ここのーと」サービス
- (4) その他、第 1 条の達成に必要なサービス

2 前項の電子@連絡帳の機能については、別紙 1 のとおりである。

(システムの運用管理)

第4条 サービス運用者は、NUCANのシステムの運用管理を、運用・保守サービスに係る委託契約事業者(以下「契約事業者」という。)委託することができる。

2 契約事業者は、各省庁の法令・医療情報関連等のガイドラインに基づき、NUCANの運用管理を行うものとする。

(サービスの運営)

第5条 第3条に定めるサービスの運営は、名古屋大学医学部附属病院循環器内科(以下「サービス運用者」)が行う。

(施設責任者)

第6条 NUCANを直接利用する名古屋大学外の施設等においては、責任者(以下「施設責任者」という。)を置くものとする。

第二章 利用に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

第7条 NUCANを利用できる機関又は施設は、名古屋大学医学部附属病院に受診されている対象者にかかわる医療機関や施設(以下「利用施設等」という。)とする。

2 利用者は、前項における利用施設等に属する者で利用同意書に同意した者のみとする。

(利用登録の申請)

第8条 施設責任者は、ポータルサイトからオンラインでサービス運用者に利用者の登録申請を行う。

2 前項に定める利用施設等は、施設内で取りまとめたうえでサービス運用者に登録申請を行うことができる。

3 サービス運用者より登録の承認を受けた施設責任者は、ポータルサイトの利用者管理システムを使用して、利用者ごとに専用の利用者識別番号(以下「ユーザーID」という。)と暗証番号(以下「パスワード」という。)付与を行う。

4 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

5 利用者は所定の同意書に署名し、その内容に同意した場合のみ利用可能である。

6 名古屋大学大学院医学研究科循環器内科にて実施する臨床研究「多職種連携電子ネットワークを用いた肺高血圧症患者の診療の質の向上に関する前向き研究」に参加する利用者は、臨床研究への参加同意をもってNUCANの利用同意とする。

7 NUCAN利用者は必要を認めた場合、患者・家族の「このこと」アカウントに登録・設定し、使用させることができる

- (1) 患者・家族は「この一と」に投稿し、自らの状態を関係者に伝えることができる
- (2) 利用者は電子連絡帳に、「この一と」を使用する患者・家族に対して情報を投稿し、連携する事ができる

(利用環境の整備)

第9条 利用施設等は、NUCAN を利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 整備する機器及びその仕様については、別紙2に規定するとおりとする。

(登録内容の変更等)

第10条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用してオンラインで速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

(登録の廃止)

第11条 利用施設等がNUCAN の登録を廃止する場合は、ポータルサイトからサービス運用者に対してオンライン廃止申請を行う。サービス運用者は、必要な廃止手続きを行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第12条 利用者は、自己のユーザーID 又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者からサービス運用者に連絡する。サービス運用者は、当該 ID を利用停止と、新たなユーザーID 及びパスワードの付与等、必要な手続きを行う。

(利用上の注意)

第13条 利用施設等及び利用者は、本規約に定める事項に従い、NUCAN を利用するものとする。

2 利用施設等及び利用者がNUCAN を利用した場合、本規約に同意したものとみなす。

(利用に関する問い合わせ)

第14条 利用者は、NUCAN の利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、サービス運用者に問い合わせることができる。

第三章 サービス内容

第一節 電子@連絡帳システム

(連携方法)

第 15 条 利用者が、NUCAN によって共有した情報は、各省庁の法令・医療情報関連等のガイドラインに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者のみ内容にアクセスする事ができる。

2 内容の確認をする利用者は、利用者毎に配布しているユーザーID 及びパスワードにより NUCAN にアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(患者等対象者への説明および同意の取得)

第 16 条 名古屋大学医学部附属病院内の医師、看護師、その他医療スタッフ、地域医療機関の医療スタッフ、訪問看護師などは、NUCAN を利用して対象者に関する情報を他の利用者に連携する場合は、所定の説明同意書を用い患者等対象者本人へ説明を行い、同意を得るものとする。

2 未成年又は本人が同意能力を欠くときは、法定代理人、成年の親族の順に従って同意代行者となる。

3 NUCAN に保管された情報について対象者本人又は同意代行者から削除の申し出があった場合は、当該利用者はこれに応じなければならない。

4 前項の削除の申し出を受けた場合は、利用者が電子@連絡帳での所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

5 名古屋大学大学院医学研究科循環器内科にて実施する臨床研究「多職種連携電子ネットワークを用いた肺高血圧症患者の診療の質の向上に関する前向き研究」に参加する対象者は、臨床研究への参加同意をもって NUCAN の利用同意とする。

(利用施設間の契約)

第 17 条 NUCAN の利用者が他の利用者に対して医用画像データ、対象者情報の一部等を送信しその支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設等間の個別の契約により定めるものとする。

(免責事項)

第 18 条 利用者と対象者または第 3 者との紛争があった場合、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わない。

(連携情報の保管期間)

第 19 条 NUCAN によって連携された情報は、NUCAN のシステム内へ発信した日から起算して 5 年間保管をする。

2 利用者は、第 1 項の当該情報を表示できるものとする。

(連携情報の取り扱い)

第 20 条 NUCAN により共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。

2 NUCAN によって連携された情報は、原則として公開しないものとする。

3 診療情報の原本については、NUCAN は取り扱わないものとし、利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。

4 NUCAN が取り扱う診療情報の内容については、サービス運用者及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しない。但し、厚生労働省の

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施したデータに関しては、完全性と正確性は担保される。

第二節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第 21 条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、NUCAN の概要や参加機関の紹介等を掲載し、一般に公開するものとする。ただし、公開目的が参加機関または利用者に限られた情報については、認証機能により利用者以外(サービス運用者を除く)からの閲覧を禁止する。

(利用者情報の公開)

第 22 条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、利用者の施設名及び施設情報などを原則とする。

2 利用者は、第 8 条で定めた NUCAN の利用申請と同時に、アカウント管理システムに登録されている自らの施設の情報を提供するものとする。

3 利用者は、自らの情報の全部又はその一部について情報の公開を拒否することができる。

4 ポータルサイトで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

(利用者限定の情報)

第 23 条 利用者のみが閲覧できる情報は、サービス運用者が利用者のみに通じたい情報及び第一節に規定した NUCAN とする。

2 サービス運用者は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第 24 条 サービス運用者は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第三節 「この一と」 サービス

(「この一と」への患者・家族の登録)

第 25 条 電子@連絡帳の利用施設・利用者は、NUCAN に登録した患者のうち、必要を認めた患者とその家族に対して「この一と」のユーザ ID とパスワードを付与することができる。付与に際しては、当該患者を支援する施設と利用者の中で「この一と」を使用させる事を、予め合意するものとする。

(「この一と」に関する患者・家族への説明)

第 26 条 利用施設・利用者は、「この一と」のユーザ ID とパスワードを付与する際に、「この一と」の目的、使用方法、ユーザ ID とパスワードの管理、投稿ルールを説明し理解させなければならない。

(「この一と」より投稿された情報の扱い)

第 27 条 患者・家族より「この一と」に投稿された情報は、診療情報の参考情報として扱い、「この一と」に投稿された情報を利活用する際は法令等に定められた患者に関する情報等の守秘義務を負う。その返答を電子@連絡帳システム投稿する際は、患者及び家族等の個人情報とプライバシーの保護、その権利に留意する。

第四章 NUCAN の運用

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第 28 条 利用者は、施設責任者より付与されたユーザーID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID 及びパスワードにより NUCAN 上でなされた一切の行為及びその結果については、利用者が責任を負うものとする。特に、ユーザーID 及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として対象者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者は細心の注意をもって管理しなければならない。

(利用者の機密保持の責任)

第 29 条 施設責任者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 利用者及び利用施設等の長は、NUCAN の利用申請と同時に、NUCAN で取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

- 3 利用者及び利用施設等の長は、NUCAN で取り扱う情報について、個人情報保護法及び各医療機関や施設の定めるセキュリティに関するルールを遵守するとともに、機密保持の責任を追うものとする。

(利用者の教育)

第 30 条 NUCAN の利用者が、本規約及び諸規程を遵守するため、施設責任者は、原則として利用者へのセキュリティ教育を定期的に(年 1 回程度) 実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

- 2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第 31 条 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに契約事業者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて契約事業者はサービス運用者へ報告を行うものとする。

- 2 サービス運用者は、前項の報告を受けた際、事故防止の対策を検討するものとする。
- 3 契約事業者は、施設責任者等の長からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定が発生する対策を行う必要が生じるなど契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は施設責任者等へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。

(利用者意識の高揚)

第 32 条 利用者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶媒体からの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

- 2 利用者は「こののと」を使用させる患者・家族に対して、自らの個人情報が漏洩しないよう、端末のセキュリティについて注意を喚起する。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第 33 条 本ネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウイルス対策)

第 34 条 利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持管理については利用施設等において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第 35 条 利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、印刷された用紙など）については、各利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

第 36 条 利用者が取り扱う移動可能な機器(端末、モバイル利用者端末など)については、各利用施設等の責任において一元的に管理し、利用者に配付したものについては利用者各自が責任を持って管理するものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第 37 条 サービス運用者は、NUCAN のサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第 38 条 サービス運用者は、ユーザーID の漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認められた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーID の使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザーID の使用を一時停止することができる。この場合、契約事業者は、停止後できるだけ速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

3 前 2 項により当該利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(データバックアップ作業に伴うサービス停止)

第 39 条 NUCAN のシステム内に保管されている情報については、契約事業者において毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ作業を行う。

2 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者がサービス運用者の承認を受け予め定められた日時に行うものとし、NUCAN のすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

3 契約事業者は、前 2 項の内容を予め広報サービスにより利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第 40 条 サービス運用者は、次のいずれかが起こった場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に NUCAN のサービスを停止することができるものとする。

(1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合

(2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合

(4) その他、運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合

2 第 1 項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に NUCAN のサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項により利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(サービスの中止)

第 41 条 サービス運用者は、利用者に少なくとも 1 か月前に予告をした上で、NUCAN のサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第 42 条 利用者は、NUCAN の利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反すること。

(2) 犯罪的行為に結びつくこと。

(3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること。

(4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。

(5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること。

(6) 本規約及び法令に違反すること。

(7) 入会時に虚偽の内容で利用登録を行うこと。

(8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。

- (9) ID またはパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させること。
 - (10) NUCAN の運営を妨害すること。
 - (11) NUCAN を目的外に利用すること。
 - (12) その他サービス運用者が利用者として不適当と判断したこと。
- 2 利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、利用者としての資格を停止することができるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用者としての資格を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。
 - 4 利用者が第1項の各号いずれかに該当することでサービス運用者又は契約事業者が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第五章 その他

(実験・開発目的での使用)

第 43 条 各種研究等において、NUCAN を利用する場合、当該研究等を行おうとする者は、サービス運用者の承認を得るとともに、別途、倫理審査委員会の承認を得なければならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第 44 条 運用者は、利用者の上承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、サービス運用者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

附 則

本規約は令和2年●月●日（倫理審査員会承認日）から施行する。